

定期監査結果報告書指摘事項に関する措置状況

【令和4年度 定期監査結果報告書分】

指摘事項	措置状況	課名	報告年月日
<p>部局監査</p> <p>八曾一般廃棄物最終処分場覆土整備工事の入札において、指名競争入札における業者選定等に関する基準によると予定価格 300 万円を超える工事は5者以上の業者の指名をすることとなっているが、実際は4者で入札が行われていた。今後は基準を遵守し、誤りのないよう事務処理されたい。</p>	<p>当該業務のほか、その他すべての指名競争入札について、改めて「指名競争入札における業者選定等に関する基準」を確認した上で業者選定を行うことを課内で徹底しています。</p> <p>さらに、指名競争入札については、部長及び所属課長で実施する指名審査などで再度、基準へ適合の確認を行っています。</p>	環境課	令和5年3月30日
<p>部局監査</p> <p>都市美化センターの備品の一部に標示票が貼付されていないものが存在した。標示票は備品が本市の所有物であることを示すものであり、記載の備品番号と備品台帳を照合することで初めて整合性が保たれる。形状・性質等により貼付できないものを除き、標示票を貼付されたい。</p>	<p>指摘のあった備品については標示票の再発行を行い、速やかに貼付しました。また、その他の市民貸出用の備品についても標示票の貼付を確認し、貼付がなかった備品については同様に再発行を行い、貼付しました。</p>	環境課	令和5年3月30日
<p>部局監査</p> <p>内田観光駐車場管理小屋内の備品の一部に標示票が貼付されていないものが存在した。標示票は備品が本市の所有物であることを示すものであり、記載の備品番号と備品台帳を照合することで初めて整合性が保たれる。形状・性質等により貼付できないものを除き、標示票を貼付されたい。</p>	<p>令和5年1月18日の現地での備品監査によるご指摘を受けまして速やかに備品登録の事務処理を行い、1月末に内田観光駐車場管理小屋内対象備品に貼付けを完了。</p>	観光課	令和5年3月30日
<p>部局監査</p> <p>犬山市地域公共交通会議規則によると、「交通会議の会議は、会長が招集する」とされている。しかしながら、委員の任期が更新された最初の会議は会長が定められていないため、会議を招集できる権限を持つ者が不在のまま会議が開かれていた。会長不在時には市長が代理で会議を招集できるように規則を改正されたい。</p>	<p>規則改正の手續きに着手しました。令和5年4月の例規審査会を経て、施行予定です。</p>	防災交通課	令和5年3月10日

指摘事項	措置状況	課名	報告年月日
<p>部局監査 備蓄食料及び防災備品購入の指名競争入札において、委任状が提出されていないにもかかわらず、代理人が入札を行っているもの、入札書には代表者の記名押印が必要であるが、代理人が記名押印しているもの、入札書ではなく、見積書で入札されているものが見受けられた。入札事務にあたっては確認を徹底するとともに関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。</p>	<p>事務手続きの確認を行い、関係法令等を遵守し、適正な執行に努めていきます。</p>	<p>防災交通課</p>	<p>令和5年3月10日</p>
<p>部局監査 マイナンバーカード交付受付予約システム利用契約は前述のとおり自動更新契約となっているため、次回契約更新時は見直されたい。</p>	<p>令和5年度より、自動更新ではなく1年契約にする旨、相手方と調整済みです。</p>	<p>市民課</p>	<p>令和5年3月9日</p>
<p>部局監査 マイナンバーカード出張申請支援業務委託及びマイナポイント申込支援業務委託において、仕様書に定める成果物のうち月次報告書は翌月第2週までに提出することとなっているが、監査時に提出されていない状況であった。後日請求し、提出されたとのことだが、今後は成果物の提出状況を逐次把握されたい。</p>	<p>今後は適切な対応を行います。</p>	<p>市民課</p>	<p>令和5年3月9日</p>
<p>部局監査 市税等クレジット収納業務委託は前述のとおり自動更新契約となっているため、次回契約更新時は見直されたい。</p>	<p>長期にわたる契約の内容と実質は同質なものであるため、債務負担行為をします。条項の内容等に見直しの必要が生じていない場合は、翌年度も契約を継続していきます。 なお、24時間365日の納入が可能な収納方法としていることもあり、年度の節目においても間断なく納付できるような継続性が重視されることから、契約内容の見直しが生じる場合を除き、自動更新が適している業務委託のひとつと思われます。</p>	<p>収納課</p>	<p>令和5年3月29日</p>

指摘事項	措置状況	課名	報告年月日
<p>部局監査</p> <p>市民健康館のさら・さくらの湯は、年間約 2,000 万円の赤字が続いており、実際の利用者は 800 人程度で、そのうち市民は約 4 割とのことであった。現状では多くの市民が利用しているとは言えず、市の厳しい財政状況を鑑みると、現状のまま入浴施設を維持していくことは公平性及び経済性の観点から懸念がある。他の用途への転用も含めた抜本的な見直しを行い、多くの市民が利用できる施設となるような活用方法を検討されたい。</p>	<p>市民健康館さら・さくらの湯の利用者は、減少しており、令和 2 年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響やワクチン接種会場となっていたことから通常営業が制限されていました。</p> <p>こうしたことから通常営業できていた最後の年である平成 30 年度の利用者数約 10 万 8 千人から令和元年度では 9 万 7 千人、ワクチン接種会場で使用するため、営業日を縮小した令和 2 年度は 5 万 5 千人、令和 3 年度は 5 万人となっています。</p> <p>利用者の減少により、赤字額は平成 30 年度約 3 千万円、令和元年度から 3 年度は約 4 千万円と拡大しており、令和 4 年度からは温泉水を水道水に切り替え、約 1 千 5 百万円程度の経費節減に努めましたが、令和 5 年度において平成 30 年度と同等の利用者数に戻った場合でも約 2 千万円程度の赤字になると見込んでいます。</p> <p>また、利用者数の減に加え、施設の老朽化による修繕料や電気・ガス代の高騰により、さらに赤字額が大きくなる可能性を考慮すると、抜本的な見直しは必須であると認識していることから、市全体で必要な施設機能の配置・設置の検討の中で方向性を出していきます。</p>	健康推進課	令和 5 年 3 月 29 日
<p>部局監査</p> <p>市の休日急病診療所も、以前より赤字削減に注力するよう指摘しているが、令和 3 年度は約 3,000 万円の赤字となっており、依然として赤字額の縮小が課題となっている。休日急病診療所は市民の命や健康を守る初期救急医療の重要な施設であり、単に費用対効果のみで計ることはできないが、他市町の状況も参考にしながら少しでも効率的な運営方法を検討されたい。</p>	<p>市町により休日急病診療所の建物設置者や運営主体が医師会であったり行政であったりして、赤字、黒字の違いを単純に比較することは容易ではありませんが、引き続き他市町の状況も研究し検討していきます。</p>	健康推進課	令和 5 年 3 月 29 日
<p>部局監査</p> <p>犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例施行規則によると、犬山市訪問看護ステーション運営協議会について、「協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。」とされている。しかしながら、委員の任期が更新された最初の会議は会長が定められていないため、会議を招集できる権限を持つ者が不在のまま会議が開かれていた。会長不在時には市長が代理で会議を招集できるように規則を改正されたい。</p>	<p>4 月に庁内の例規審査会に諮り、早急に規則改正をする予定です。</p>	健康推進課	令和 5 年 3 月 29 日

指摘事項	措置状況	課名	報告年月日
<p>部局監査 施設の改修工事や修繕、委託業務等、各種契約関係書類において、仕様書で提出を求めている月次報告や実績報告書等の必要書類が提出されていない、見積書に日付が記載されていない、検査職員の任命決裁が起案されておらず、完了届に検査済印が押印されていない、工事写真が提出されていない等の不備が見受けられた。速やかに是正するとともに課内でのチェック体制を整備されたい。</p>	施設の改修工事や修繕、委託業務等、各種契約関係書類において、月次報告等の必要書類については、市より受託業者に定期的な提出の呼びかけをするとともに、専用のチェックシートを活用して必要書類の漏れがないかを『見える化』することで、課内のチェック体制をルーチン化し、課内でのチェック体制を整備します。	高齢者支援課	令和5年3月31日
<p>部局監査 犬山市ひとり暮らし高齢者あんしんコール業務については、1日3時間勤務で2人分の費用が積算されていたが、11月分の業務状況を確認したところ、実際には1人で業務が可能と思われる状況であったため、委託業務の費用積算が過大となることのないよう受託者と協議し、実態に即した積算に見直されたい。</p>	1月18日の定期監査後、1月23日にシルバー人材センターと高齢者支援課との打ち合わせの場を設け、現在のあんしんコール事業の利用者数及びシルバー会員の業務内容を踏まえ、この業務に携わる人数の見直しが可能か協議したところ、現状の利用者数であれば1人での対応が可能との結論に達したため、令和5年度より委託業務の内容を見直し、1人での対応とするよう仕様を変更することとしました。	高齢者支援課	令和5年3月31日
<p>部局監査 犬山市国民健康保険脳検診費用助成事業において、毎月の受診者の名簿及び判定結果を翌月15日までに受託者から市へ提出することとなっているが、提出が遅延している状況が続いているので、期日までに提出するよう指導されたい。また、提出書類受領の際は受領日が明らかになるよう受付印を押印されたい。</p>	脳検診費用助成については、委託している2医療機関のうち1医療機関が毎月15日の提出期限から遅延となっていたが、当該医療機関の事務長宛て申し入れを行い、令和5年1月受診分（2月提出分）からは期限までに提出されている。なお来年度の覚書に記載する提出日について「事務の都合上15日以降の日付を希望するか」を確認したが、「毎月15日でよい」との回答であったため変更は行わない。 また、提出書類受領時に受付印を押印する件については、令和5年1月受診分（2月提出分）の受領日より受付印を押印し、受領日がわかるようにした。	保険年金課	令和5年3月3日
<p>施設監査 小・中学校 薬品を使用する際は、その使用量等を正確に薬品管理簿へ記載する必要があるが、劇物（塩酸）については、薬品管理簿で管理されていたのは原液のみで、希釈液の記載は無かったため、使用量及び残量が不明瞭となっていた。劇物の盗難や紛失を防止するためにも適正な管理を行われたい。</p>	小中学校での薬品管理については、令和2年度施設監査での指摘を受け、令和3年度小中学校に廃棄薬品の種類及び量を調査し処分するための必要経費を積算、令和4年度廃棄薬品を処分したところである。 希釈液については、薬品の種類や量により、直ちに廃棄すべき場合と保存すべき場合があるため、保存する場合には、原液と同様に薬品管理簿を作成の上、管理することとし、小中学校における薬品の適正な管理に努める。	学校教育課	令和5年3月10日